

◆令和7年度宇城市就学援助制度のお知らせ◆

宇城市では、経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に、学用品費、通学用品費、給食費、校外活動費や修学旅行費の一部経費、特定の疾病による医療費等の費用を援助しています。(援助の内容については、裏面4をご確認ください。)

年度途中の転入及び感染症、物価高騰などの影響で、離職、会社の倒産、売上の減少などにより家計が急変した世帯で、下記「認定基準」のいずれかに該当する場合は、申請書に添付書類を添えて、学校に提出してください。

※すでに、令和7年度就学援助で認定となっている世帯については、改めて申請する必要はありません。

1 対象者

宇城市に住所があり、公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、2 認定基準のいずれかに該当する者。なお、認定基準②アに該当する方は、原則として下記の参考額以下の世帯となります。

2 認定基準

認定基準		項 目
①	ア	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
	イ	市町村民税の非課税
	ウ	天災などによる市町村民税、個人の事業税、固定資産税の減免
	エ	国民年金の掛金の減免
	オ	国民健康保険料の減免又は徴収猶予
	カ	児童扶養手当の受給
	キ	生活福祉資金貸付制度による貸付け
②	ア	認定基準①以外の事情の者で、失業・疾病等による所得の減少又はその他の経済的な理由により生活が困窮していると認められる者

※認定基準②アに該当する場合の参考額（世帯全員の前年所得合計額）

世帯人数	家族構成	世帯全員の前年所得合計額（給与収入目安）
2人	小学生、父または母	約165万円以下（約248万円以下）
3人	中学生、父、母	約239万円以下（約352万円以下）
4人	小学生、中学生、父、母	約287万円以下（約415万円以下）
5人	小学生2人、中学生、父、母	約330万円以下（約468万円以下）

・参考額は、家族構成、年齢、家賃等により変わります。

・世帯の中に市民税が未申告の方がいる場合、所得状況を把握出来ないため審査が出来ません。

・未申告の方は速やかに申告を行ってください。

3 申請方法

各学校に備え付けの「就学援助申請書」(宇城市のホームページからもダウンロードできます)に必要事項を記入し、添付書類を添えて、在学する学校に提出してください。また、小・中学校それぞれに児童・生徒が在学している場合は、申請書類を小学校に提出してください。

※ 認定通知書、または不認定通知書は、学校を通じて送付します。

※ 年度途中による認定の場合は、申請月から3月31日までの就学援助費を支給します。

※ 認定基準①イまたは②アで申請される世帯で、令和6年1月2日以降に宇城市に転入した者がいる場合は、市町村民税関係情報の取得に係る同意書の添付が必要になりますので、宇城市教育委員会までお問い合わせください。

※ その他、特に必要とする書類等がある場合は、提出をお願いすることがあります。

《裏面へつづく》

【申請書の添付書類について】

宇城市では、就学援助事務を「個人番号を利用する事務」として定めていますので、申請される全ての世帯について、申請の際は以下を学校に提示してください。

- (1) 申請者本人が申請書を持参する場合
申請者の個人番号が確認できる書類を持参し、学校職員に提示してください。
- (2) 第三者(児童生徒等)が申請書等を持参する場合
申請書と、申請者の個人番号が確認できる書類の写しを封筒に入れ、封をして提出してください。

対象者	個人番号の確認書類
個人番号カードを持っている方	個人番号カード 
個人番号カードを持っていない方	個人番号付住民票 又は 通知カード※ ※令和2年5月25日に廃止されたため、個人番号確認書類としての使用が限られます。

《令和2年5月25日以降も個人番号確認書類として使用できる通知カード》

- ・通知カードの記載事項に変更が生じていない(住所変更や改姓等がない)場合
- ・令和2年5月25日までに住所変更や改姓等が生じているが、通知カードの変更手続きを取られている場合

※令和2年5月25日以降に住所変更や氏名変更等が生じた場合は使用できません。



4 援助の内容

費 目	小学校	中学校
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費	2～6年 2,270円	2・3年 2,270円
新入学児童生徒学用品費 (第1学年の4月までの認定者のみ)	1年 57,060円	1年 63,000円
給食費	保護者実費額※	保護者実費額※
校外活動費(宿泊なし) (見学旅行の交通費・見学科のみ)	保護者実費 (限度額 1,600円)	保護者実費 (限度額 2,310円)
校外活動費(宿泊あり) (集団宿泊の交通費・見学科のみ)	保護者実費 (限度額 3,690円)	保護者実費 (限度額 6,210円)
修学旅行費 (交通費・宿泊費・見学科等)	保護者実費 (限度額 22,690円)	保護者実費 (限度額 60,910円)

【就学援助費支給額(年額)】

※給食費は、保護者が実際に負担される額を支給します。

5 援助費の支給について

- (1) 学用品費、通学用品費、給食費は、3期(7月・12月・3月頃)に分けて支給します。
その他の費目の支給時期は、学校により異なります。また、支給日、支給方法は、学校により異なるため、各学校からお知らせします。
- (2) 次の疾病については、病院の窓口負担額が無料となる医療券が発行されます。
病院受診の1週間前までに、学校の養護教諭に申し出てください。

- ① トラコーマ及び結膜炎 ② 白癬、疥癬及び膿疱疹 ③ 中耳炎
- ④ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤ 齲歯(虫歯) ⑥ 寄生虫病

6 留意事項

- (1) 認定基準に該当されなくなった(転出や婚姻等により児童扶養手当受給者でなくなった等)場合は、支給された援助費を返還していただく場合があります。
- (2) 就学援助の認定期間は認定月から3月31日までのため、毎年申請が必要です。

《問い合わせ先》

各小・中学校事務室 または 宇城市教育委員会 教育総務課 電話:0964-32-1907